

学校感染症等における登校に関する意見書

児童生徒氏名 (男・女)

生 年 月 日 平成 年 月 日

上記児童生徒は 「(病名) 」に罹患したため、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、
____月 ____日以降の登校が可能であると判断しました。

※その他の意見 []

平成 年 月 日

医療機関名:

診察医師名

⑩

【保護者のみなさまへ】

学校感染症等で欠席した場合、登校の際には必ず上記「意見書」の提出をお願いします。

参考

- ◎ 学校保健安全法で定められている主な感染症と、出席停止期間は次のとおりです。
- インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
 - 百日咳・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - 麻疹（はしか）・・・解熱した後3日を経過するまで
 - 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・・耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
 - 風疹（三日はしか）・・・発疹が消失するまで
 - 水痘（水ぼうそう）・・・すべての発疹が痂皮化するまで
 - 咽頭結膜熱（プール熱）・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
 - 結核・・・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
 - 髄膜炎菌性髄膜炎・・・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
 - 腸管出血性大腸菌感染症（O157等）・・・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
 - 流行性角結膜炎・・・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
 - その他（感染力の強い感染症）・・・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

～ 学校での感染拡大を防止するためにも、ご理解とご協力を、お願いします ～

平群町教育委員会